

## 事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）					
地区名	やわた こうく 八幡23工区地区					
事業箇所	とよかわしやわたちょう 豊川市八幡町					
事業のあらまし	<p>本地区は、豊川市の中央部に位置し、二級河川西古瀬川の両岸に広がる平坦な地域で、受益面積 25.8ha の水田地帯である。</p> <p>本地区の用水路は 1971 年に開水路として整備されたが、整備後 50 年以上経過しており、老朽化が進行し、水管理の作業に多大な労力がかかっている。また老朽化に伴い漏水が発生し湿田化の解消要望も営農者から出てきている。これらの要因から開水路をパイプラインに改修する要望があげられている。</p> <p>本事業は、用水路を開水路からパイプラインに改修することで水管理の省力化及び乾田化により、労働力の軽減、生産性の向上による農業経営の合理化を図る。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>用水路を開水路からパイプラインに改修することで水管理の省力化及び乾田化により、労働力の軽減、生産性の向上による農業経営の合理化を図る。</p>					
事業費	事業費		内訳			
	4.2 億円		■工事費 3.9 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 0.2 億円			
事業期間	採択予定年度	2024 年度	着工予定年度	2025 年度	完成予定年度	2029 年度
事業内容	用水路工 4.5km					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区の用水路は整備後 50 年以上経過し老朽化が進行し、水管理の作業に多大な労力がかかっている。また老朽化に伴い漏水が発生し湿田化の解消要望も営農者から出てきている。これらの要因から開水路をパイプラインへ改修要望があげられている。そのため、今後も活発な営農状況を維持していくためには、用水路の開水路からパイプラインに改修を行うことが必要不可欠である。</p> <p>また、「新たな土地改良の効果算定マニュアル（2015 年 9 月農林水産省農村振興局整備部監修）」に基づき算定した B/C は 1.1 で 1.0 を超えている。</p>				
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>将来にわたって安定的な営農を継続するために、用水路の開水路からパイプラインに改修を行うことによって営農条件を改善する必要がある。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>2028</th> <th>2029</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="6">←————→</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td colspan="6">←————→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>・用水路工</td> <td colspan="6">←————→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="5">3.8</td> <td>0.4</td> <td>4.2</td> </tr> </tbody> </table>									2024	2025	2026	2027	2028	2029	合計	工種 区分	調査・設計	←————→							用地補償	←————→						工事							・用水路工	←————→						事業費（億円）		3.8					0.4	4.2
			2024	2025	2026	2027	2028	2029	合計																																															
	工種 区分	調査・設計	←————→																																																					
用地補償		←————→																																																						
工事																																																								
・用水路工		←————→																																																						
事業費（億円）		3.8					0.4	4.2																																																
2) 地元の合意形成	土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。																																																							
判定	<p><b>A</b>      A： 事業計画の実効性が期待できる。              B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。</p>																																																							
<b>III 対応方針</b>																																																								
事業実施が 妥当である	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。																																																							
<b>IV 事後評価実施の有無と主な評価内容</b>																																																								
<p>■対象（事業完了後 年目）    □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>・ 担い手農家への農地利用集積率</p>																																																								